

令和4年12月20日

関係する学生及び保護者等 各位

※令和4年9月13日時点における春潮寮生以外の学生のうち、
本校学生食堂でのみ利用可能な食券を受領済みの学生が対象

函館工業高等専門学校長

阿 部 恵

(公印省略)

函館市学生生活支援事業費補助金事業に係る本校学生食堂専用食券の
有効期限延長について（お知らせ）

このことについて、函館市学生生活支援事業費補助金を活用した事業として、令和4年9月13日時点における春潮寮生以外の学生を対象に、令和4年10月1日（土）から令和4年12月23日（金）（補助事業期間）において校舎学生食堂でのみ利用可能な食券を令和4年9月下旬に交付したところですが、このたび、株式会社LEOC様（校舎学生食堂運営の請負業者）のご厚意により、補助事業期間終了後も一定期間において食券の利用が可能となるよう、当該食券の有効期限を下記のとおり延長する運びとなりました。

つきましては、充実した学生生活の一助として、本食券をご活用くださいますよう、よろしくお願いたします。

記

（1）食券の有効期限

変更前) 令和4年12月23日（金） → 変更後) 令和5年1月31日（火）

（2）食券の概要（再周知）

校舎学生食堂におけるメニューの割引価格提供（無料）

1) 8枚綴り（定食2種を対象に各4食の計8食分）

2) 食券は校舎学生食堂の営業時間帯に利用願います。

3) 食券の利用は任意です。また、各日の提供数には限りがあります。

そのため、希望日に提供を受けられないこともありますので、あらかじめご了承願います。

(担当 事務部学生課学生係)